



兵庫労働局発表  
平成30年4月26日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 妹尾 裕治

課長補佐 佐々木 靖夫

TEL. 078-367-9152

FAX. 078-367-9166

## 兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画の策定について

兵庫労働局（局長 はたなか ひろよし 畑中 啓良）では、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」を策定しましたので公表します。

### 【計画の期間と目標】

#### ○計画の期間

2018年度を初年度とし、2022年度を目標年度とする5か年。

#### ○計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少させること。
- ② 死傷災害（休業4日以上。以下同じ）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上減少させること。
- ③ 業種別の目標は以下のとおりとする。
  - ・建設業、製造業については、死亡者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少させる。
  - ・建設業、製造業については、死傷者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少させる。
  - ・林業については、死亡災害を5年間0とする。
  - ・小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷者数を2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
  - ・陸上貨物運送事業については、死傷災害を2017年と比較して2022年までに5%以上減少させる。

# 兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画のポイント (2018年度～2022年度) 兵庫労働局

この計画は、国が定めた「第13次労働災害防止計画」（5年ごとに厚生労働大臣が策定）の目標を達成するために、兵庫労働局が重点的に取組事項を定めたものです。

## 現状と課題

◆労働災害の発生状況（平成29年（2017年））

死亡者数 30人（過去最少）

死傷者数（休業4日以上） 4,794人

○労働災害は長期的には減少傾向ですが、第3次産業における災害構成比は増加しています。

○死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として過半数を占めています。

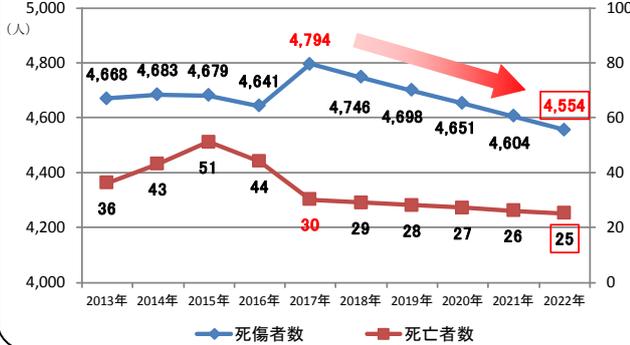
## 計画の全体目標

2022年までに、2017年比で

◆死亡者数を15%以上減少（25人以下）

◆死傷者数を5%以上減少（4,554人以下）

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画の目標



【業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	災害増減率
製造業	1,271 (27.2%)	1,159 (24.2%)	-8.8%
建設業	556 (11.9%)	474 (9.9%)	-14.7%
第三次産業	2,008 (43.0%)	2,307 (48.1%)	14.9%
小売業	562	578	2.8%
社会福祉施設	275	375	36.4%
飲食店	148	192	29.7%
陸上貨物運送事業	556 (11.9%)	619 (12.9%)	11.3%
林業	49 (1.0%)	43 (0.9%)	-12.2%
全業種合計	4,670 (100.0%)	4,794 (100.0%)	2.7%

## 計画の重点事項

- 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
  - (1) 建設業における墜落・転落災害等の防止
  - (2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- 4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- 7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- 8 国民全体の安全・健康意識の高揚等

## 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

### 建設業

【目標】死亡者数を15%以上減少  
【目標】死傷者数を15%以上減少  
(2017年と比較して2022年までに)

- 足場、はしご、屋根等、様々な場所からの墜落・転落防止対策・フルハーネス型安全帯の使用の徹底
- 建設現場の統括安全衛生管理の徹底
- ずい道工事、解体工事の安全対策、石綿ばく露防止対策の徹底

### 製造業

【目標】死亡者数を15%以上減少  
【目標】死傷者数を15%以上減少  
(2017年と比較して2022年までに)

- 機械災害防止対策の推進・はさまれ・巻き込まれ災害防止、機械設備の本質安全化の促進
- リスクアセスメント(機械設備の製造者、使用者)の取組の徹底
- 荷主として陸運業者と連携した荷役作業の災害防止対策

### 林業

【目標】死亡者数を5年間0とする

- 「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」結果を踏まえた安全な伐倒方法、かかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底

## 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康確保の強化	○産業医、産業保健機能の強化 ○過重労働による健康障害防止の徹底 ○働き方・休み方の見直しの促進
メンタルヘルス対策	○メンタルヘルス対策の推進 ・ストレスチェック制度の履行確保 ○パワーハラスメント対策の推進

## 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

第三次産業 (小売業、社会福祉施設、飲食店) 【目標】死傷者数の死傷千人率 5%以上減少 (2017年と比較して2022年までに)	○小売業、社会福祉施設、飲食店 ・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の浸透・向上 ・4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動、KY活動等による危険感受性の向上推進 ・雇入れ時、未熟練労働者に対する安全衛生教育の徹底 ・「腰痛予防対策指針」に基づく対策の実施
陸上貨物運送事業 【目標】死亡者数を15%以上減少 【目標】死傷者数を5%以上減少 (2017年と比較して2022年までに)	○荷役作業時の労働災害防止対策の普及・徹底 ・「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及 ○荷主事業者に対する荷役施設、設備の改善等の取組の強化
転倒災害防止対策	○転倒災害を防止する「危険の見える化」、作業環境の整備 ○躓き難い作業靴の着用、4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底 ○転倒災害発生リスク防止に係る体操の周知・普及
腰痛予防対策	○「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年改訂)の周知啓発 ○介護労働者の腰痛予防手法の普及
熱中症対策 【目標】死亡者数を減少 【目標】死傷者数の20%以上減少 (2013年から2017年までの5年間と比較して2022年までに)	○WBGT値の活用による対策の徹底(JIS規格適合WBGT値測定器の使用の推進) ○適切な健康管理の実施
交通労働災害防止対策	○「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・普及 ○交通労働災害防止に対する意識の高揚(労働災害防止団体等)
高齢労働者・非正規雇用労働者・外国人労働者等対策	○高齢者の身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組促進 ○未熟練労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の徹底
個人請負等への対応	○「建設職人基本法」に基づく安全対策の推進

## 4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

治療と仕事の両立対策	○「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発 ○兵庫県地域両立支援推進チーム各機関の相談窓口の周知
------------	---

## 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策	○化学物質の製造禁止、許可、管理等の規制の徹底 ○化学物質のリスクアセスメントの推進
石綿による健康障害防止対策	○「石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく措置の徹底 ○レベル3建材の石綿事前調査の徹底・周知啓発
受動喫煙防止対策	○受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための周知啓発 ○受動喫煙防止対策助成金利用勧奨

## 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントへの安全衛生の取込と労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	中小規模事業場への支援	
企業単位での安全衛生管理体制の推進	業所管官庁との連携の強化	民間検査機関等の活用の促進

## 7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

## 8 国民全体の安全・健康意識の高揚等

## 第13次労働災害防止計画について

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

厚生労働省は、過労死やメンタルヘルス不調への対策の重要性が増していることや、就業構造の変化及び労働者の働き方の多様化を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた2018年4月～2023年3月までの5年間を計画期間とする「第13次労働災害防止計画」を2018年2月28日に策定し、3月19日に公示しました。

### 【第13次労働災害防止計画が目指す社会】

「一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会」

働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければなりません。

さらに、就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければなりません。

兵庫第12次労働災害防止5か年計画推進状況（平成30年4月10日確定）

参考

兵庫労働局

業種別	基本年	減少目標		第12次防計画期間中における労働災害								
	24年	死傷	死亡	25年	26年	27年	28年	29年				
製造業	食料品	348	295	327 (2)	319 (1)	321 (1)	347 (2)	333 (1)				
	繊維	19	16	14	14	12	21	17				
	木材・木製品	43	36	31	42	36	30	26				
	家具・装備品	12	10	10	11	8	8	12				
	パルプ・紙紙加工品	38 (2)	32	31	42	37	33 (1)	26				
	印刷・製本	6	5	13	10	14	17	21				
	化学工業	117	99	109 (1)	114 (2)	113 (1)	101 (1)	114				
	窯業土石製品	33	28	46	35 (3)	42 (1)	45 (1)	33				
	鉄鋼業	43 (1)	36	48	56 (3)	29 (4)	27 (1)	42				
	非鉄金属	18	15	17	16	13	13 (1)	9				
	金属製品	262 (2)	222	236 (1)	233 (3)	257 (3)	197 (2)	231 (2)				
	一般機械器具	98	83	92 (2)	92	74	90	93 (2)				
	電気機械器具	60	51	62 (1)	50	66	64 (1)	47 (2)				
	輸送用機械等	61 (3)	51	49	42	57	47 (2)	47				
	電気・ガス・水道業	4	3	7	2	5	3	9				
その他の製造業	109 (1)	92	84	84 (1)	85	89 (1)	99 (1)					
小計	1,271 (9)	1,080 (7)	1,176 (7)	1,162 (13)	1,169 (10)	1,132 (13)	1,159 (8)					
鉱業	11	9	7	11	6	3	5					
建設業	土木工事業	147 (7)	124	144 (3)	137 (4)	97 (3)	106 (4)	114 (2)				
	建築工事業	323 (8)	274	353 (5)	363 (6)	303 (3)	324 (2)	255 (8)				
	その他の建設業	86 (1)	73	95 (1)	131 (2)	115 (4)	99 (1)	105 (2)				
	小計	556 (16)	472 (11)	592 (9)	631 (12)	515 (10)	529 (7)	474 (12)				
運輸交通業	鉄道等及び道路旅客運送業	109 (1)	92	105	114	125	114	114				
	陸上貨物運送事業	556 (4)	500	594 (5)	540 (3)	577 (11)	529 (2)	619				
	その他の運輸交通業	8	6	7	8	6	8	0 (4)				
	港湾運送業	33	28	34 (1)	26	26 (1)	32 (2)	29 (1)				
	小計	706 (5)	600 (4)	740 (6)	688 (3)	734 (12)	683 (4)	762 (5)				
林業	49	41	46 (1)	35 (3)	46	35	43					
*その他	小売業	562 (2)	421	527 (1)	535 (2)	554 (3)	563 (4)	578				
	社会福祉施設	275 (1)	247	270 (2)	297	349	349 (1)	375				
	飲食店	148	125	184	172	181	164	192				
	ゴルフ場業	64	54	67	82 (1)	72 (1)	62	67 (1)				
	清掃・と畜業	147 (2)	124	161 (2)	154	146 (6)	159 (3)	151				
	ビルメンテナンス業	98	83	98 (1)	82 (2)	90 (1)	91 (1)	107				
	警備業	49 (2)	41	45 (3)	55 (1)	59 (3)	59 (3)	67 (3)				
全産業の合計	4,670 (43)	3,969 (36)	4,668 (36)	4,683 (43)	4,679 (51)	4,641 (44)	4,794 (30)					

※1 「陸上貨物運送事業」にあつては、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値を示す。

※2 「その他」：全産業の合計から（製造業・鉱業・建設業・運輸交通業・林業の合計）を差し引いた値を示す。（小売業から警備業の合計以外を含む。）

※3 この表は、労働者死傷病報告により作成したものである。 ※4 緑字は達成を表す。なお、空欄は、「0」件を示す。

[ 参考 ] 兵庫第12次労働災害防止5か年計画の災害減少目標を示す。

死亡者数：死亡者数については、平成29年に、平成24年と比して15%以上（建設業は30%以上）減少させることであつて、容認する数値ではない。

死傷者数：死傷者数については、平成29年に、平成24年と比して15%以上（小売業は25%以上、社会福祉施設、陸上貨物運送業は10%以上）減少させること。

※4 平成29年にあつては、平成30年4月10日の確定値を示す。